

第 1 編 八千代市第 4 次総合計画序論

第1章 計画策定の趣旨

八千代市は、首都30キロ圏に位置しており、首都圏の住宅都市として、京成本線沿線を中心に宅地化が進行してきました。昭和45年には、県下の人口増加率を示し、昭和48年には人口が10万人を超え、昭和50年(1975)には、人口10万人以上の都市で全国一の人口増加率を記録しました。

このような急速な都市化に対応するために、昭和49年に策定した第1次総合計画をはじめ、昭和60年には第2次総合計画、平成11年には、バブル経済の崩壊や平成8年の東葉高速鉄道の開業等、市内外の諸条件の変化に対応したまちづくりの指針として、第3次総合計画を策定し市政の展開を図ってまいりました。

しかし、地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化をするとともに、世界的な金融・経済不安の中、景気の先行きは現在も不透明な状況にあります。

また、政府は地域主権の実現に向けて、国と地方の関係について抜本的な見直しを行うなど、地方分権の改革を進めようとしており、行政はもとより、市民や企業がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携してまちづくりを進めて行くことが、これまで以上に必要となってきました。

こうしたことを踏まえて、第3次総合計画との継続性を念頭に、市民の誰もが八千代市に住んでいてよかったと実感できるまちづくりを実現するため、八千代市第4次総合計画を策定しました。

第2章 構成・名称・期間

総合計画の構成・名称・期間は次のとおりです。

(1) 構成

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

(2) 名称

総合計画の名称	八千代市第4次総合計画
基本構想の名称	八千代市第4次基本構想
基本計画の名称	八千代市第4次総合計画前期(後期)基本計画
実施計画の名称	八千代市第4次総合計画前期(後期)実施計画

(3) 期間

基本構想	平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間
基本計画	
前期	平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間
後期	平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間
実施計画	計画期間は3年間とし、 <u>ローリング方式</u> により毎年度見直しを行う